

第3章 健やかに成長、自立できる社会づくり

第1節 幼児教育の推進

1 現状と課題

- 「信州幼児教育振興指針」（平成31年（2019年）3月策定）の理念と方針に基づく取組を展開し、幼稚園や保育所、認定こども園の園種を越え、県内全ての施設における質の高い幼児教育を実現するため、信州幼児教育支援センター※を平成31年（2019年）4月に開所しました。
- 保育者の不足等に関わる「量の確保」や各家庭等での子育て全般に係る経済的な負担等が課題となっており、生涯にわたる学びと人格形成の基盤を培う時期であるという認識が高まり、「質の向上」の重要性が高まっています。
- 自然体験や生活体験、手伝いといった体験が豊富な子どもや、生活習慣が身についている子どもほど、自己肯定感や道徳観・正義感が高くなる傾向があります。
- 平成29年（2017年度）に同時改訂された「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、幼児期の教育と小学校教育の接続を相互において考慮していく必要があります。
- 幼児教育の質の向上を図るとともに、就学後への引継ぎを確実に行う必要があります。

2 施策の方向性

- 職能に応じた専門性と長野県の地域特性に応じた保育の質の向上を目指し、研修の機会の確保と充実を図ります。
- 地域や、幼稚園、保育所、認定こども園（以下この項目において「園」といいます。）のもつ特性を生かすとともに、課題解決に向け、実践を通して具体的に学ぶ場として、園内研修の充実を図ります。
- 園で育んだ力を生かし、小学校での主体的な学びが実現できるよう、園・小の現場を互いに理解し、学びの連続の実現に向けた連携を進めます。
- 様々な専門的な機関と連携を図りながら、子どもの特性に応じた支援を行いつつ、友達と共に育ち合う保育の実現を図ります。
- 園と家庭、地域が一体となって、日常的に保育に関わり、子どもの自己肯定感が高まる保育を進めます。
- 地域や園の特性を生かしながら、「信州幼児教育振興指針」に定める基本理念の実現に向け、連携して取り組みます。

3 施策の展開

- ・信州幼児教育支援センター※において、幼児期と小学校をつなぐカリキュラム開発等、幼保小の望ましい連携・接続のあり方について検討し、その結果を県内に発信等を行うことで、連携・接続を促進します。（学びの改革支援課、こども・家庭課）
- ・保育士等が資質の向上を図り、多様なニーズや課題等への確に対応できるよう、研修機会の確保・充実を図ります。（こども・家庭課）
- ・長野県の豊かな自然環境や多様な地域資源（地域文化）を活用し、屋外を中心とする体験活動を積極的に行う幼児教育・保育を推進します。（こども・家庭課）

・信州やまほいく（信州型自然保育）※の認定を推進するとともに、認定園の活動フィールドの整備等を行い、森林を活用した保育の安全性確保及び教育環境の充実に図ります。（こども・家庭課）

・信州自然留学（山村留学）推進協議会の設置、情報発信の強化などにより、豊かな自然環境や地域の様々な資源を活かした多様な学びの場である信州自然留学（山村留学）※の取組を推進します。（県民の学び支援課）

第2節 心身の健康の基盤づくり

1 現状と課題

1 食習慣・運動習慣

- 令和2年度(2020年度)は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の全校種で肥満傾向が増加していますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、体育や部活動が十分に行えなかったことや、生活環境(運動・睡眠・食事)の変化などがその要因として考えられます。
- 朝食を欠食する子どもや、一人又は子どもだけで朝食を食べている子どもが一定割合存在しています。
また、「いつも食べない習慣」の子どもも一定割合存在しており、学校や市町村教育委員会との連携による食育を進める必要があります。
- 「朝食」について「毎日食べる」と回答した割合は、一般家庭の91.4%に対して、周辺家庭で84.6%、困窮家庭で77.3%と低くなっています。
また、「平日ほぼ同じ時間に寝ているか」について、「そうである」と回答した割合は、一般家庭では85.1%であったのに対し、周辺家庭で81.0%、困窮家庭で72.4%と同様に低くなっており、貧困が生活習慣に影響を及ぼしていることが考えられます。
- 近年、小・中学校男女の体力合計点は全国的に低下しており、本県でも同様の傾向にあります。
コロナ禍の影響等により低下していた児童生徒の授業外における週の総運動時間の平均は回復傾向にある一方で、週の総運動時間が60分未満の小学生の割合が増加するなど、運動する子どもとしない子どもの二極化が課題となっています。
- 部活動等に参加「していない」と回答した割合は、一般家庭では33.2%であったのに対し、周辺家庭で45.1%、困窮家庭で47.1%であった。部活動等に参加していない理由として「費用がかかるから」と回答した割合は、一般家庭では4.2%であったのに対し、困窮家庭で13.0%と低くなっています。

肥満度 20%以上の児童生徒の割合

		小4	中2	高2
男	長野県	13.7%	12.2%	11.1%
	全 国	13.2%	12.3%	11.1%
女	長野県	9.2%	8.8%	7.4%
	全 国	9.6%	9.1%	7.0%

R4学校保健統計調査(長野県教育委員会・文部科学省)

体育授業以外の1週間の総運動時間(長野県)

	小5		中2	
	60分未満	420分以上	60分未満	420分以上
男	9.4%	46.5%	9.8%	75.6%
女	18.6%	23.0%	22.1%	52.4%

R5全国体力・運動能力、運動習慣等調査(スポーツ庁)

2 歯科口腔保健

- むし歯のない子どもの割合は、年々増加傾向にありますが、20代・30代で定期的に歯科検診を受診している者の割合は低い状況であり、若者や子育て世代に対して、歯科検診の重要性を啓発する必要があります。

3 思春期保健

- 成人年齢は引き下げられたものの、飲酒・喫煙は20歳になるまでは禁止されることから、引き続き飲酒・喫煙の防止を図ります。
- 習慣的に喫煙している者の割合は減少傾向にあるものの、30～50代の男性の喫煙率は高い状況にあります。
- 20歳未満の人工妊娠中絶数は、近年横ばいで推移しており、引き続き知識の普及等を行う必要があります。

2 施策の方向性

- 心身の健康は、将来の夢や希望を実現するための大切な資本であり、生涯にわたって健康な生活を送るために、生活習慣が確立しはじめる子どもの時から健康に関心を持ち、自律的な健康管理ができるよう「生きる力」の育成を図ることが重要です。
- 新型コロナウイルス感染症の流行による生活環境（運動・睡眠・食事）の変化や、ストレスや不安の高まりが、心身の健康に与える影響を把握し、成長段階に応じた健康管理を支えていく必要があります。

（生活習慣・運動習慣）

- 望ましい食習慣や適度な運動習慣など正しい生活習慣を身に付け、心身の健康増進につながる基盤の形成を促します。

（疾病の早期発見・予防）

- 子どもが自らの健康状態を適切に把握し、疾病等を有する者については家庭等と連携して適切な指導を行います。

（歯科口腔保健）

- 「長野県歯科口腔保健推進条例」に基づき、定期的な歯科検診受診の推進をはじめとした県民の歯及び口腔の健康づくりに向けた一層の取組を推進します。

（思春期保健）

- 未成年（20歳未満）の喫煙・飲酒・性病感染・薬物乱用に関わる正しい知識の普及啓発を行います。
- 自分らしく生涯にわたって生き生きとした生活を送るため、ストレスと上手に付き合う方法を身に付け、十分な休養をとるなど、こころの健康を維持するための意識付けを図るとともに、子どもたちが悩みを気軽に相談できる場所を提供します。
- 妊娠・出産及び性感染症等に関わる健康教育を行います。

3 施策の展開

1 適切な生活習慣や運動習慣づくり

・各学校の教職員を対象とした研修会により、指導力を向上させ、生きる力を育む食育と健康教育の充実を図ります。（保健厚生課）

・保育所、学校、食育ボランティア等食育に係る関係者が相互に連携しながら、県民の食育活動の実践を促します。（健康増進課、保健厚生課、農産物マーケティング室）

・地域で開催されている「食に関する講座」や「信州こどもカフェ^{*}」など、食事の大切さを伝える場においてバランスのとれた食事について普及できるよう、食育ボランティアや栄養士等の参加を支援します。（健康増進課、次世代サポート課）

・幼児期からの運動の習慣化を図るための「長野県版運動プログラム※」の普及や、個別最適な体育授業の充実などにより、運動に親しみ、運動が好きな子どもを育てます。（保健厚生課）

2 疾病の早期発見・予防

・学校における健康診断を通じて、児童生徒の疾病や異常の早期発見及び生涯にわたる健康の保持増進を目的とした健康状態の把握と健康教育の充実を図ります。（保健厚生課）

・病院勤務と開業の小児科医等が交代制により、夜間の小児救急医療を提供する市町村等に対して運営費を助成し、小児初期救急医療体制を維持します。（保健・疾病対策課）

・休日を含む夜間の小児の病気やけがなどの救急医療に関する電話相談（＃8000）により、患児を抱える保護者を支援します。（保健・疾病対策課）

3 歯科口腔保健

・市町村歯科保健担当者研修会については、対象者を市町村歯科保健担当者に加えて、保健補導員、食生活改善推進協議会員等に拡大し、若者や子育て世代を含めた地域における歯科口腔保健の推進を図ります。（健康増進課）

・在宅重度心身障がい児・者の訪問歯科健診の実施など、困難を抱える子ども・若者の歯科口腔保健の向上に向けて、医療的ケア児等支援センターとも連携し、事業の更なる周知や新規希望者への健診の展開を図っていきます。（健康増進課、障がい者支援課）

・歯科医療職に興味関心を持つ子ども・若者の増加を目的とした職業紹介媒体を作成するほか、歯科健診実施の義務付けがない大学等の学校での歯科健診実施を支援し、歯・口腔からの健康づくりを推進します。（健康増進課）

4 思春期保健の推進

・20歳未満の者に対して、喫煙防止教育出前講座等により、喫煙による健康被害に関する知識の普及、周知を行います。（健康増進課）

・法律に基づく学校、病院等における「敷地内禁煙」や、それ以外の事務所、飲食店等での「原則屋内禁煙」の制度について、周知・啓発等を行い、受動喫煙防止対策を推進します。（健康増進課）

・若者が悩みを抱えたときに相談できるよう、「成育保健相談」、「性と健康の相談」等による相談支援を行います。（保健・疾病対策課）

・子ども支援センター※において、子どもに関する様々な相談に対応します。（児童相談・養育支援室）

・学校生活相談センター※での電話・電子メール相談やLINE相談を通して、学校生活に関する様々な相談に対応します。（心の支援課）

・妊娠・出産等に関する健康教育の実施に加え、適切な知識が得られるようWEBサイト（長野県妊活支援サイト「妊活ながの」等）におけるプレコンセプションケア※の啓発を行います。（保健・疾病対策課）

地域で様々な関係者が連携し、食を通じた人づくり・地域づくりに取り組んでいます
～学校等における郷土食講座の開催～

本県には、学校や地域において食を通じた健康づくりや食文化の継承等の食育活動に取り組んでいる「食育ボランティア」が大勢います。

食育ボランティアは、子ども達に郷土食やそれにまつわる行事、先人の教え、食の大切さを伝える諸活動を通して、食に対する感謝の念や理解を深めるとともに、ふるさとへの愛情を育てることに貢献されています。

【事例紹介】

学校や公民館等で郷土食講座を開催して、調理体験と共に、食にまつわる行事やその意義、文化的背景を伝えています。（木祖村食生活改善推進協議会）



（小学生に郷土食講座で料理体験）

第3節 青少年の健全育成

1 現状と課題

1 青少年の非行防止

- 県内の非行少年の総数や、再非行者率は減少傾向にあります。非行少年の再犯の減少に向けた取組を推進する必要があります。
- 全国的に覚醒剤事犯で検挙された30歳未満の者は減少傾向にあるものの、大麻事犯で検挙された30歳未満の者は平成26年（2014年）から増加に転じており、若者に乱用が多い危険ドラッグをはじめ、薬物依存の防止に向けた取組を推進する必要があります。

2 青少年のインターネットの適正利用の推進

- 県内の児童生徒のインターネット利用時間は長くなっており、保護者の想像する利用時間を上回っています。児童生徒のみならず、保護者など大人のインターネットの適正利用を推進する必要があります。
- 10代、20代の若者はネット依存の傾向が高い状況にあります。青少年のネット依存を防ぐため、インターネット適正利用を推進するための普及啓発を行う必要があります。

3 青少年の社会参加の促進

- 少子化に伴い地域の担い手となる若者が減少しており、ボランティア活動や地域活動など公共的活動に参加する青少年の割合も少ない状況です。地域の担い手となる青少年の公共的活動などへの参加の促進に向けた啓発及び情報提供が必要です。
- 子どもの自然体験がこの10年の間でやや減少しています。
自然体験や生活体験、文化芸術体験などが豊富な子どもは、自己肯定感が高く、探究力が身に付いている傾向もみられることから、社会参加への意欲や関心を育む自然体験などの体験活動を充実する必要があります。
- 「こども基本法（令和4年法律第77号）」に基づき全ての子どもについて、年齢及び発達 の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会を確保していくため、取組を進めていくことが必要です。

児童生徒が平日1日3時間を超えて学習以外でインターネットを利用する割合（長野県）

	R1	R2※	R3	R4	R5	R6
小学生	10.5%	15.3%	10.3%	13.9%	14.9%	16.1%
中学生	15.6%	25.3%	16.4%	20.2%	22.4%	23.0%
高校生	49.2%	65.3%	48.5%	52.9%	49.8%	48.1%

インターネットについてのアンケート（県教育委員会）

※R2は、新型コロナウイルス感染症対策のための自宅待機後の調査であったため、指数が大きく増加している。

2 施策の方向性

- 「青少年は地域社会から育む」という観点に立ち、行政と県民が一体となって青少年の非行や薬物乱用を生まない社会づくりを目指します。
- 青少年のインターネットの適正利用について、行政、県民、学校、民間が一体となり、社会全体で推進します。併せて、青少年が自ら考え、自ら行動する取組を推進します。
- 次世代を担う青少年が、自らが暮らす地域に誇りと愛着をもち、地域づくりに積極的に関わることができるよう、ボランティア活動や地域活動などの公共的活動や自然体験などの様々な体験活動への参加を促進します。

- 子ども関連施策の策定、実施及び評価の各段階において、子どもや子育て当事者の意見を幅広く聴取し、施策への反映を検討します。

3 施策の展開

1 青少年の非行防止

- ・青少年の健全育成や、よりよい社会環境づくりのため、県民や団体等と連携し、地域における啓発活動や巡回活動を推進します。（次世代サポート課）
- ・信州あいさつ運動*や子どもの居場所づくりへの参加など、地域で青少年を見守り、育てるボランティアである青少年サポーター*を育成します。（次世代サポート課）
- ・少年警察ボランティア*や長野県警察大学生ボランティア等と協力し、少年のたまり場となりやすい場所の街頭補導や、少年の不適切な書き込みについてサイバーパトロール*による発見活動を実施します。（警察本部人身安全・少年課）
- ・関係機関等と連携し、少年の立ち直りを支援し、再非行を防止する取組を推進します。（警察本部人身安全・少年課）
- ・少年の規範意識の向上を図るため、大麻を始めとした薬物乱用防止教室や非行防止教室を実施します。（警察本部人身安全・少年課）
- ・犯罪や非行をした人を支援する福祉関係者と司法関係者の連携ネットワーク構築等により、再犯防止の取組を推進します。（地域福祉課）

2 薬物乱用防止

- ・長野県薬物乱用対策推進協議会*を開催して関係者の連携を図り、併せて「ダメ。ゼッタイ。」普及運動*を推進するとともに、学校薬剤師等を通じた薬物乱用防止教育への協力や、小中高校生に対する出前講座を実施し、薬物乱用防止を推進します。（薬事管理課）
- ・薬物乱用防止教育研修会を開催し、各学校が開催する薬物乱用防止教室の指導者育成に取り組むとともに、専門家と連携した薬物依存の怖さや薬物に関する正しい知識等の習得を図ります。（保健厚生課）

3 インターネットの適正利用

- ・官民協働で設置する長野県青少年インターネット適正利用推進協議会*において、子ども・保護者への啓発活動や情報交換等を通じて、実効性のあるインターネット適正利用の取組を推進します。（次世代サポート課）
- ・保護者や地域住民等が、自主的に開催する情報モラル等の研修に対し助成することにより、インターネットやスマートフォンの適正利用や情報モラルについて学ぶ機会を増やします。（次世代サポート課）
- ・ネットトラブルの対応方法と相談先をまとめたWebサイト「信州ネットトラブルバスターズ」に最新のトラブルの実例を掲載します。（心の支援課、次世代サポート課）
- ・情報モラルの向上、デジタル・シティズンシップ教育を推進するため「高校生ICT*カンファレンス」を開催するとともに、参加校との連携による情報発信を行います。（心の支援課、次世代サポート課、県警本部人身安全・少年課）

4 社会参加の促進

- ・単独市町村では解決困難な課題に対して圏域での活動基盤を構築する等により、ボランティア活動への参加気運の醸成と活動の普及を図ります。（地域福祉課）

- ・子どもの声や、女性・若者の意見を聴くため、新たに「こども・若者モニター制度」を実施します。（次世代サポート課）
- ・計画策定や事業評価等の県の政策形成過程においては、次代を担う子ども・若者の意見を聴くなど、子ども・若者の社会参画を推進します。（関係課）
- ・若者の社会参画を促すため、行政や企業等に対して信州をよりよくする提案を行う場を設けるとともに、若者の交流を促進します。（次世代サポート課）
- ・政治・行政・職場・地域の重要な意思決定に若者が参画できるようにするため、県の審議会等に若者を積極的に登用します。（次世代サポート課）
- ・地域ごとにユースセンター（高校生等の居場所など）の設置を促進します。（次世代サポート課）
- ・長野県の豊かな自然環境や多様な地域資源（地域文化）を活用し、屋外を中心とする体験活動を積極的に行う幼児教育・保育を推進します。（こども・家庭課）
- ・自然体験活動を通じて豊かな情操や社会性を養い、心身ともに健全な青少年の育成を図るため、県立少年自然の家においてふれあい自然体験キャンプ等を実施します。（生涯学習課）

ネットに笑顔を奪われないように ～青少年のインターネット適正利用推進に関する取組～

平成 27 年に官民協働で設置された「長野県青少年インターネット適正利用推進協議会」では、「子どもとメディア信州」が県や県教育員会等と協力して実施している「スマホ、タブレット、ゲーム機等に関するアンケート調査」の結果を踏まえながら、各参加団体が実施している青少年の情報モラルに関する事業や課題について討議し、専門の講師をお招きしてインターネットに起因するトラブルを巡る最新の動向について情報を得ています。

また、毎年新学期の時期に合わせて、小学生高学年から中学生とその保護者を対象に啓発リーフレットを作成し配布を行っている他、令和 4 年度からネットトラブルに関する相談先や緊急の対処法をまとめたウェブページ「信州ネットトラブルバスターズ」を開設し、新たな広報を開始しています。

これは、小中学生に一人一台のタブレット端末を整備する「GIGA スクール構想」により、タブレットを自宅に持ち帰ることで、ネット利用のハードルが下がっていることを踏まえて、被害に遭った時に抱え込まず、身近な人や窓口相談してもらうために行っているもので、多くの児童生徒に利用していただくよう官民で協力して周知に取り組んでいます。



（信州ネットトラブルバスターズ）

第4節 子どもの性被害防止

1 現状と課題

- 子どもの性被害関連犯罪は平成29年（2017年）以降、減少傾向にあったものの、令和元年（2019年）以降は横ばいとなっています。子どもの性被害防止に向け、行政、学校、県民、関係機関等が一体となった施策を推進する必要があります。
- SNS※に起因する事犯の被害や、その多くを占める児童ポルノ事犯における自撮り被害など、インターネットを介し、子どもが性被害に巻き込まれる事案は減少傾向にあるものの、一定の被害が発生しています。子どもが性被害に巻き込まれる原因となっているインターネットやスマートフォンについて、適正利用のための有効な取組手法を確立する必要があります。

2 施策の方向性

- 子どもを性被害から守るため、「長野県子どもを性被害から守るための条例（平成28年長野県条例第31号）」に基づき、県、県民、学校等が相互に連携・協力した取組を総合的に推進します。
- 子どもの性被害の契機となるインターネットの適正利用を社会全体で推進します。
- インターネットの適正利用について、子どもが自ら考え、自ら行動する取組を推進するとともに、保護者などの大人の認識を高めます。

3 施策の展開

1 子どもを性被害から守るための予防、性被害に遭った子どもへの支援に向けた取組

（人権教育・性教育の充実）

- ・性被害防止のための人権教育や情報モラルに関する指導が行えるよう、児童生徒のインターネットの利用状況やトラブルの実例を踏まえた講演等を行う「子どもの性被害防止教育キャラバン隊」を派遣します。（心の支援課）
- ・性に関する指導研修会等の開催により、全ての教職員が性に関する問題に関心を持ち、性に関して悩みを抱える児童生徒への対応ができるよう資質向上を図ります。（保健厚生課）
- ・保護者や地域住民等が、自主的に開催する性教育や人権教育等の研修に対し助成することにより、子どもの性被害予防について学ぶ機会を増やします。（次世代サポート課）
- ・子どもの相談場所や居場所となる「まちの保健室」の取組や子どもの居場所に訪問して相談を受ける「信州こどもカフェおでかけ保健室」の取組を促進し、地域・家庭における性教育の取組を支援します。（次世代サポート課）

（相談体制や性被害を受けた子どもを支える仕組み）

- ・電話相談を24時間365日受け付ける性暴力被害者支援センター（りんどうハートながの）※を設置し、学校等関係機関とも連携しながら、性暴力被害者の心身の負担軽減、健康の回復を図るとともに、被害の潜在化を防止します。（人権・男女共同参画課）
- ・スクールカウンセラー※の体制充実を検討します。（心の支援課）
- ・心の専門家であるスクールカウンセラー※が児童生徒の相談支援を実施するとともに、社会福祉等の専門的な知識を持つスクールソーシャルワーカー※が、児童生徒を取り巻く環境等の課題に対応します。（心の支援課）

- ・子ども支援センター*において、子どもに関する様々な相談に対応します。（児童相談・養育支援室）

- ・深刻化する子どもに係る様々な問題に的確に対応するため、児童相談所職員・市町村職員に対する研修等を通じて、児童相談所等の相談体制・専門機能の充実・強化を図るとともに、市町村において要保護児童等に関する情報の交換や支援内容を協議する「要保護児童対策地域協議会」*の機能強化を支援することにより、相談支援体制の整備を進めます。（児童相談・養育支援室）

- ・犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるまでの間、被害の状況、原因、被害者等が置かれた個々の状況等に応じた適切かつ途切れることのない支援を確保するため、関係機関等と連携し、犯罪被害者に対する二次被害に配慮した支援、人権の保護対策を組織的に推進します。（警察本部警務課犯罪被害者支援室）

- ・電話を通じて子どもの悩み等を受け止める「チャイルドライン*」を運営する団体に対して支援を行います。（次世代サポート課）

- ・SNS*活用（LINE等）により、悩んでいる子どもが孤立することなく相談できるよう、年間を通じて定期的に相談窓口を開設します。（心の支援課）

- ・子どもから相談を受けた養護教諭が、専門医からの指導・助言を受けられる体制を整備します。（保健厚生課）

2 子どもが性被害に巻き込まれないためのインターネットの適正利用の推進

- ・官民協働で設置する長野県青少年インターネット適正利用推進協議会*において、子ども・保護者への啓発活動や情報交換等を通じて、実効性のあるインターネット適正利用の取組を推進します。（次世代サポート課）

- ・保護者や地域住民等が、自主的に開催する情報モラル等の研修に対し助成することにより、インターネットを介した子どもの性被害予防について学ぶ機会を増やします。（次世代サポート課）

- ・ネットトラブルの対応方法と相談先をまとめたWebサイト「信州ネットトラブルバスターズ」に性被害トラブルについて掲載します。（心の支援課、次世代サポート課）

- ・「ネットを契機とする性被害防止のための指導方法等研修会」を開催するとともに、若い教職員向けの研修会の内容を充実させ、インターネット及びスマートフォンの適正利用を指導します。（心の支援課）

- ・児童に対する情報モラル教育や保護者に対する啓発を行っていくほか、SNS*上の児童の性被害につながる不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、メッセージを投稿して注意喚起を行う取組を推進します。（警察本部人身安全・少年課）

- ・性被害防止のための人権教育や情報モラルに関する指導が行えるよう、「子どもの性被害防止教育キャラバン隊」を派遣します。講演内容については、児童生徒のインターネットの利用状況やトラブルの実例などを踏まえ、毎年検討します。（心の支援課）

- ・PTA研修会の講演会や分科会を通して、情報モラルや性被害防止について考える機会を増やせるよう検討します。（生涯学習課）

第4編 成果指標

各施策の進捗状況や成果について、以下の指標により評価を行います。

施策区分	指標名	現状	目標
	出生数	12,514 人 (2021 年)	13,400 人 (2027 年)
	合計特殊出生率	1.44 (2021 年)	1.61 (2027 年)
1 1	県内出身学生のUターン就職率	36.5% (2022.3 月卒)	45.0%以上 (2027.3 月卒)
1 1	県内大学卒業生の県内就職率	53.4% (2021 年度)	58.0% (2027 年度)
1 1	一般労働者の総実労働時間	1,952.4 時間 (2021 年)	1,885 時間 (2027 年)
1 2	婚姻数	7,347 件 (2021 年)	8,750 件 (2027 年)
1 2	県と市町村等の結婚支援事業による婚姻件数	75 組 (2021 年)	150 組 (2027 年)
1 2	「ながの結婚マッチングシステム」利用可能市町村数	53 市町村 (2021 年)	77 市町村 (2024 年)
1 3	子ども家庭支援拠点（こども家庭センター）設置市町村数	42 市町村 (2021 年)	77 市町村 (2024 年度)
1 3	理想の子ども数を持てない理由として経済的負担を挙げた人の割合	55.5% (2022 年)	40.0%以下 (2027 年)
1 3	理想の子ども数を持てない理由として育児の心理的負担等を挙げた人の割合	21.4% (2022 年)	17.0%以下 (2027 年)
1 3	育てにくさを感じた時に対処できる親の割合（3.4 か月児健診）	78.0% (2021 年)	95% (2023 年)
1 3	保育所等の待機児童数（4 月 1 日現在）	9 人 (2022 年)	0 人 (2028 年)
1 3	病児・病後児保育利用可能市町村割合	89.6% (2022 年)	90.9% (2024 年度)
1 4	職場いきいきアドバンスカンパニー認証企業数	234 社 (2022 年 12 月)	340 社 (2028.3 月)
1 4	県内事業所の男性従業員の育児休業取得率	19.8% (2021 年度)	30% (2025 年度)
1 6	信州やまほいく認定園数・所在する市町村数	270 園・43 市町村 (2022 年 10 月)	330 園・77 市町村 (2028 年)
1 6	信州自然留学者数（山村留学者数）	172 人 (2022 年 4 月時点)	340 人 (2028 年 4 月時点)
2 1	子どもの貧困対策推進計画策定市町村数	23 市町村 (2021 年度)	77 市町村 (2024 年度)
2 1	信州こどもカフェ数、設置市町村数	159 箇所 46 市町村 (2021 年度)	270 箇所 77 市町村 (2027 年度)
2 1	生活保護世帯の子どもの大学等進学率	30.5% (2021 年)	50.0% (2027 年)

2	1	児童養護施設入所児童の大学等進学率	33.3% (2021 年)	54.0% (2024 年)
2	1	生活保護受給者のうち就労支援を受けた人の就労率	37.6% (2020 年)	43.8% (2026 年)
2	1	母子家庭等就業・自立支援センターを通じた就業者数	94 人 (2021 年)	117 人 (2027 年)
2	2	里親等委託率	21.8% (2021 年)	44.1% (2029 年)
2	3	不登校児童生徒が学校内外で専門的な相談・指導を受けた割合	66.6% (2021 年)	現状以上 (2026 年)
2	3	不登校児童生徒が通所しているフリースクールの数	73 (2021 年度)	93 (2027 年度)
2	4	困難を有する子ども・若者支援のための地域協議会における要支援者の支援完了及び継続者の割合	91.1% (2021 年)	91.1%以上 (2027 年)
2	5	児童発達支援事業所数	131 か所 (2021 年)	137 か所 (2023 年)
2	5	放課後等デイサービス事業所数	239 か所 (2021 年)	240 か所 (2023 年)
2	5	特別支援学校高等部卒業生の就労率	29.4% (2021 年)	32.4% (2026 年)
2	8	20 歳未満の自殺死亡率（人口 10 万対）	4.80 (2021 年)	ゼロ (2027 年)
2	8	S O S の出し方に関する教育を実施する公立中学校の割合	87.8% (2021 年)	100% (2027 年)
2	9	ヤングケアラー支援ネットワーク体制を構築している市町村数	1 市町村 (2022 年度)	77 市町村 (2027 年度)
3	1	保育士・幼稚園教諭のキャリアアップ研修受講者割合	31.5% (2021 年)	70.0% (2024 年度)
3	2	朝食を欠食する児童生徒の割合	小 6 3.4% 中 3 5.0% (2020 年)	2020 年度実績値以下
3	2	体育授業以外における 1 週間の総運動時間が 60 分未満の子どもの割合（中学生女子）	18.2% (2022 年)	17% (2027 年)
3	2	むし歯のない子どもの割合	3 歳 89.5% 12 歳 74.0% (2020 年)	3 歳 90% 12 歳 70% (2027 年度)
3	3 3 4	子どもの性被害予防及び情報モラル教育のため地域で開催する研修会への延べ参加人数（累積）	44,586 人 (2017～2021 年度)	60,000 人 (2023～2027 年度)

用語解説

あ 行	
あいサポーター	多様な障がいの特性や障がいのある人が困っていることを理解し、障がいのある人が日常生活で困っているときに手助け等を実践する人。あいサポーター研修の受講等により誰でもなることができる。
アウトリーチ	支援が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない（又はできない）人に対し、支援を行う人が問題に応じて家庭等に出向き、必要な相談、助言または指導を行うこと。
新しい社会的養育ビジョン	平成 28 年（2016 年）児童福祉法改正の理念を具体化するため、平成 29 年（2017 年）8 月に厚生労働省設置の有識者会議が、今後の社会的養育の在り方や、それらの実現に向けた改革の工程等を取りまとめたもの
いい育児の日	子育てを支える家庭や地域の大切さをアピールし、行動を起こすことを目的に、長野県を含む 13 県の知事が参加する「日本創生のための将来世代応援知事同盟」が 11 月 19 日を「いい育児の日」として制定。
イクボス・温かボス	「部下や同僚等の育児や介護、ワーク・ライフ・バランス等に配慮・理解のある上司」のこと。
医療勤務環境改善支援センター	医療法に基づき、平成 27 年度（2015 年度）に設置した医療従事者の勤務環境改善を促進するための拠点。医業経営、労務管理、看護それぞれに精通したアドバイザーが医療機関の勤務環境改善に係る取組の支援を行う。
インクルーシブな教育	障がいのある子が、自立と社会参加に向け、できる限り身近な地域で同世代の友と共に学ぶ中で持てる力を最大限伸ばすことができる教育であるとともに、障がいのない子も含めたすべての子が、仲間と出会い関わる中で多様性を認め合い、「多様な他者とつながる力」、「多様な価値観の中で問題を解決していく力」を育む教育
インセンティブ	意欲をかき立てる要因、動機づけ
インターンシップ	学生等に就業体験の機会を提供する制度。職業選択、適性を見極めを目的として、学生等が企業等で一定期間、就業体験をする。
エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）	産後うつ病のスクリーニング票として、母親の状態が、うつの傾向にあるかなどを判断し、育児支援や早期受診につなげるために用いられている。

か 行	
学校生活相談センター（24 時間子供 SOS ダイヤル）	長野県いじめ防止対策推進条例第 12 条に基づき、児童生徒や保護者等がいじめや不登校など、学校生活における様々な悩みの相談に応じるために、長野県教育委員会事務局心の支援課内に設置された相談窓口（文部科学省の全国統一ダイヤルの一環）
家庭の日	家族みんなが顔をそろえ、子どもたちの健やかな成長を願う日として、毎月第 3 日曜日を「家庭の日」と定め、昭和 41 年（1966 年）5 月の青少年育成国民会議の発足と同時に、国民運動として全国に普及 一方、子どもを家族が育み、家族を地域社会が支えることの大切さについての理解の促進を図るため、内閣府が平成 19 年度から 11 月第 3 日曜日を「家族の日」、その前後各 1 週間を「家族の週間」と制定している。
家庭養育優先原則	国や地方公共団体の責務として、子どもの健全な育成のために、（地域の中で）子どもが家庭で養育されるよう保護者を支援すること、ただし、家庭での養育が困難又は適当でない場合の代替養育先としては、家庭における養育環境と同様の養育環境として、養子縁組、里親・ファミリーホームを優先して、必要な措置を講じなければならないこと。平成 28 年の児童福祉法改正により規定された。

G I G Aワークブック	児童生徒が、学習のねらいに応じて、必要な情報活用能力（メディアリテラシーと情報モラル）を学ぶことができるワークブック
キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育むことを通して、キャリア発達を促す教育
教育機会確保法	「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成 28 年法律第 105 号）」の略。不登校の子どもや学齢期に就学の機会が提供されなかった人に、学校外での多様な学びの場を提供することを目的とした法律
教育支援センター（中間教室）	不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充及び基本的生活習慣の改善等のための相談・指導（学習指導を含む。）を行うことにより、その社会的自立に資することを目的に設置するもの。
高等職業訓練促進資金	高等職業訓練促進給付金を活用して、看護師や保育士等専門性の高い資格取得を目指すひとり親家庭の母又は父に対し、給付金に加えて入学準備金などを返還免除条件付きで行う貸付資金
子育て世代包括支援センター	市町村における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために「母子保健サービス」「子育て支援サービス」を一体的に提供できるようにきめ細かな相談支援等を行う包括的支援の拠点。母子保健法に位置付けられ法律上の名称は「母子健康包括支援センター」
子ども・若者支援地域協議会	社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、地域の関係機関が連携して支援することを目的とした、子ども・若者育成支援推進法に基づくネットワーク
こども家庭センター	令和 6 年 4 月に施行された令和 4 年の改正児童福祉法により、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の機能を維持した上で、組織的な見直しを行い、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機関として、市町村が設置に努めることとされている。 妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて、新たに支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）を担うこととされた。
子ども家庭総合支援拠点	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う市町村の拠点
子ども支援センター	子どもが抱えるいじめ、体罰等の悩みのほか、保護者が抱える育児や子育ての悩みなど子どもに関する様々な悩みに幅広く対応するため、長野県が設置した総合相談窓口
子どもの自殺危機対応チーム	自殺のリスクが高い子どもを支援する学校や市町村等が困難ケースに直面したとき、専門的見地からの助言や支援を行う多職種の専門家で構成するチーム。令和元年（2019 年）10 月に設置
子ども・若者総合相談センター	子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う、子ども・若者育成支援推進法に基づく拠点
婚活サポーター	結婚を希望する若者に出会いの相談や仲介等を行う、長野県公認のボランティア

さ　　行	
サイバーパトロール	ウェブサイトや電子掲示板等を閲覧して違法・有害情報を発見する活動
里親委託	保護者のない子どもや虐待等により保護者に監護させることが不適当であると認められる子どもについて、児童相談所から養育の委託をすること。

児童家庭支援センター	専門的な知識技術を必要とする児童相談に応じるとともに、児童相談所からの委託を受けた子ども及びその家庭への指導、市町村の求めに応じ技術的助言などの必要な援助を行う機関。地方公共団体、社会福祉法人等が設置・運営の主体となる。
児童館	18歳未満のすべての児童を対象とし健全な遊びを与えてその健康の増進等を目的とする施設
児童福祉司	児童福祉法13条で定められた要件を満たし、児童相談所で子どもの福祉に関する相談に応じて、子どもや保護者等に必要な支援・指導等の業務を行う職員
児童扶養手当	母子・父子家庭等で養育される児童を対象とし、その児童を監護する母、監護しかつ生計を同じくする父又は養育者に支給される手当
社内婚活サポーター	県から提供する結婚支援情報等を社内で周知・広報し、結婚を希望する社員を応援する担当者
就学援助制度	「学校教育法」の実施義務に基づき、各市町村が、経済的理由により小・中学校への就学が困難と認められる学齢児童生徒等の保護者に対して、学用品の給与などの援助を行う制度
就学支援金	経済的負担を軽減する必要がある世帯の子どもの高校授業料に充てるための支援金
就業・自立支援センター	就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等、母子家庭の母等に対して一貫した就業支援サービス等を行い、その自立を支援する機関
就労移行支援	障害者総合支援法に基づき、一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス
就労継続支援	障害者総合支援法に基づき、一般企業等での就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。雇用契約を結び利用するA型と、雇用契約を結ばないで利用するB型がある。
障害児通所支援	児童福祉法に基づき、障がい児に対して、通所により日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。未就学の障がい児に対する「児童発達支援」と学齢期の障がい児に対する「放課後等デイサービス」、また保育所等に訪問し職員への助言・指導や児童の集団への適応訓練を行う「保育所等訪問支援」がある。
障害者就業・生活支援センター	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障がい者の就業面と生活面における一体的な支援を行う機関で、雇用・福祉・教育などの関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や就職後の職場定着のための支援、日常生活や地域生活に関する助言などを行う。
障がい者スポーツ地域コーディネーター	地域において障がい者がスポーツを行う機会を拡大するため、障がい者の実態把握や一般スポーツ界への受け入れの働きかけ、スポーツに関する情報提供や相談、指導者の紹介等を行う人
障がい者総合支援センター	障がい者の地域生活を総合的に支える総合相談窓口として圏域ごとに設置され、市町村と県がそれぞれ専門の職員を配置し、面接・電話・訪問等により相談支援を行う。
奨学給付金	すべての高校生が経済的な事情に左右されずに安心して教育を受けられるよう、低所得世帯を対象に支給する給付金
小児慢性特定疾病	小児の慢性疾患のうち、医療費の一部が助成される特定の疾病のこと。慢性に経過し、症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させること等が要件で、16疾患群788疾病が対象となっている（R3.11.1適用）
少年警察ボランティア	警察職員と協働して街頭補導活動、広報啓発活動その他少年の健全育成のための活動に取り組んでいるボランティア

職場いきいき アドバンスカ ンパニー	県が認証する、誰もが活き活きと働くことができる職場環境づくりに先進的に取り組み、実践する企業。
職場環境改善 アドバイザー	職場環境改善のためのアドバイスや職場いきいきアドバンスカンパニーの認証を推進するため、県が委託し、県内全域の企業を訪問している。
女性から選ば れる長野県を 目指すリーダ ーの会	女性の職業生活における活躍の推進に向けて、県内企業・法人、自治体のリーダーが集い、情報や課題を共有して更なる行動につなげるとともに、こうした取組を発信し、広く県内のリーダーの意識改革、行動変容の契機とするため、令和5年9月に発足した会
信州あいさつ 運動	家庭や地域でお互いにあいさつをすることで、みんながつながり、地域を元気にして、地域ぐるみで子どもの育ちを応援する運動
信州型フリー スクール	県の定める認証基準に全て適合し、知事が認証したフリースクール
信州こどもカ フェ	学習支援や食事提供を核に、悩み相談、学用品のリユース等の様々な機能を持ち、継続的に開催する子どもの居場所の総称（愛称）
信州自然留学 （山村留学）	都市部の子どもたちが自然豊かな農山村地域の共同宿泊施設や農家などで暮らし、地元の学校に通いながら、自然体験や生活体験をする取組。本県では山村留学発祥の地として、信州の豊かな自然環境を活かした活動を全国に広く発信するため、「信州自然留学」と名付け、取組を推進している。
信州母子保健 推進センター	県内どこの市町村においても同じ水準で妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援する体制が構築できることを目指し、平成27年度（2015年度）に設置。母子保健推進員による市町村への母子保健事業、困難事例等への助言、県内外の母子保健関係の情報収集・分析、技術研修会等実施している。
信州やまほい く（信州型自 然保育）	豊かな自然環境を生かし、子どもが本来もっている自ら学び成長しようとする力を育む保育・幼児教育
信州幼児教育 支援センター	「信州幼児教育振興指針」（平成31年（2019年）3月策定）の理念と方針に基づく取組を展開し、幼稚園や保育所、認定こども園の園種を越え、県内全ての施設における質の高い幼児教育を実現するため、平成31年（2019年）4月開所
信州リゾート テレワーク	本県が提案する普段の職場や居住地から離れ、信州ならではの魅力あふれる地域に滞在して仕事をする新たなライフスタイル
スクールカウ ンセラー	学校内における教育相談体制の充実のために、県内の公立学校に配置または派遣する心の専門家（公認心理師・臨床心理士等）。児童生徒や保護者の悩みに対してカウンセリングや相談を行ったり、教師への助言等を行ったりする。
スクールソー シャルワーカー	様々な課題を抱えている児童生徒に対して、背景にある家庭や社会的要因を踏まえ、社会福祉等の関係機関との調整を行いながら、児童生徒を取り巻く環境の改善を図る専門家（社会福祉士、精神保健福祉士）
生活訓練	障害者総合支援法に基づき、知的又は精神に障がいのある人に対し、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービス

生活就労支援センター（まいさぼ）	生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行い、個々人の状態にあった自立支援計画（プラン）を作成し、必要なサービスの提供につなげたり、就労支援等を行う自立相談支援機関。長野県では、市と共同して名称を「生活就労支援センター」、愛称「まいさぼ」と統一。「まいさぼ」には、相談者自身が自らの課題を整理し、「マイサポートプラン」を作って再出発できるような寄り添い支援を目指すという意味が込められている。
生活福祉資金	低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯の生活を経済的に支えるため、無利子や低利子の資金貸付と生活相談・支援を行うもので、①総合支援資金、②福祉資金、③教育支援資金、④不動産担保型生活資金があり、貸付限度額、償還期限等はそれぞれ異なる。市町村社会福祉協議会が申請の窓口となり、長野県社会福祉協議会が審査し貸付を決定する。
青少年サポーター	次代を担う青少年が心身ともに健全にたくましく成長するために、「青少年は地域社会からはぐくむ」という観点に立って、青少年の健全育成と自主活動をサポートする長野県公認のボランティア
性的マイノリティ	性自認（ジェンダーアイデンティティ）が出生時に判定された性と一致しない人又は性的指向（恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向）が異性に限らない人のことをいい、「性的少数者」ともいう。例えば、出生時に判定された性と性自認が異なる人（トランスジェンダー）、女性として女性が好きな人（レズビアン）、男性として男性が好きな人（ゲイ）、男女どちらにも性愛感情を抱く人（バイセクシュアル）などの人が性的マイノリティにあたる。
性暴力被害者支援センター（りんどうハートながの）	性暴力被害者に対し、被害直後から総合的な支援をワンストップで提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、被害の潜在化を防止することを目的として、平成 28 年（2016 年）7 月 27 日に開設。24 時間・365 日電話での相談を受け付け、関係機関と連携して各種支援を行う。
先進医療	高度な医療技術を用いた治療等のうち、公的医療保険対象外（費用自己負担）であるが、厚生労働大臣が一般の保険診療との併用を認めることとしたもの
相対的貧困	世帯の可処分所得などをもとに子どもを含めて家族一人ひとりの所得を仮に計算し、順番に並べた時、真ん中の人の額の半額（貧困線）に満たない状態
ソーシャルスキルトレーニング	対人関係や集団行動を上手に営んでいくための技能（言語、非言語を通して適切に相手に反応するための対人行動）を習得するプログラム

た 行	
「ダメ。ゼッタイ。」普及運動	国連麻薬委員会において採択された新国連薬物乱用根絶宣言（2019～2029 年）の支援事業として、国・都道府県・関係団体等、官民一体となって薬物乱用防止を推進する取組
地域自立支援協議会	地域の関係者（行政、福祉、医療、教育、当事者等）が相互の連絡を図ることにより、地域の障がい者等の支援体制に関する課題を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場
地域の教科書	区費の金額、役員の決め方、葬儀の慣習、草刈りや水路掃除などの共同作業、あいさつの仕方など、集落等によって異なる様々なルールをとりまとめた地域の取り扱い説明書。移住者とのミスマッチを防ぎ、未永く暮らすための大切なツール。

地域プラットフォーム	県、市町村、NPO、関係団体、支援団体、民間企業及びボランティア等の多様な主体により構成され、地域が一体となって子どもの居場所づくりを推進するための連携・支援組織
地域未来塾	教員OBや大学生などの地域住民の協力やICTの活用により、学習支援が必要な小・中学生等に対して、地域と学校が連携・協働して学習支援を行う取組
チャイルドライン	18歳までの子どものための相談先。専用電話を通して、子どもに対してあたたかく寄り添ってその声を聞く。電話番号は全国共通
通級指導教室	通常の学級に在籍し、一部特別な指導が必要な児童生徒に対して、障がいによる学習上・生活上の困難を改善・克服するための指導を行うための教室
デジとしょ信州	令和4年8月から県内全市町村と県が協働で運営している電子図書館。パソコンやスマートフォン、タブレット等からアクセスして画面上で電子書籍を読むことができるもの。県民は利用登録すれば誰でも無料で使うことができる。
テレワーク	ICT（情報通信技術）を活用した、場所にとらわれない柔軟な働き方の総称。テレワークには、「雇用型」（企業に勤務している人が行うテレワーク）と、「自営型」（企業に勤務しない個人事業者が行うテレワーク）がある。
特別養子縁組	保護者のない子どもや実親により養育が困難な子どもの養育に法的安定性を与えることにより、子どもの健全な育成を図るもののうち、戸籍の記載が実親子と同様の関係をとるもの

な 行	
長野県婚活支援センター	市町村等が運営する公的結婚相談所間の連携強化や、結婚支援情報の収集・発信の一元化等のため、県が平成28年（2016年）10月に設置した機関で、令和7年（2025年）4月から民間委託により運営予定。
長野県将来世代応援県民会議	幼少期から青年期まで切れ目なく、子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支え、応援するとともに、安心して結婚・出産・子育てができる長野県づくりをオール信州で推進するため、平成29年（2017年）6月に設立した官民協働の組織
長野県青少年インターネット適正利用推進協議会	青少年のインターネットの適正利用及び情報リテラシー向上のための普及啓発活動を実施し、青少年が安心・安全にインターネットを利用できる環境整備を推進するため、教育・事業者・行政など官民の関係者が連携して平成27年（2015年）10月に設置された組織
長野県青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法及び長野県青少年問題協議会条例に基づき設置され、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議する県の附属機関
長野県版運動プログラム	子どもの運動習慣づくりを通して、体力・運動能力の向上を計るとともに、コミュニケーション能力等社会性の発達を促し、生涯にわたって心身ともに健康な生活を送る基盤を培うことを目的に作成された幼児期から中学生期までの成長段階に応じた長野県オリジナルの運動プログラム
長野県薬物乱用対策推進協議会	薬物乱用防止意識の醸成のため、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等の啓発活動を、総合的・効果的に推進する協議会。関係機関及び団体で構成されている。
一般財団法人長野県林業労働財団	長野県内で林業従事者の育成・確保及び労働環境の改善に関する事業を行う法人

ニューロダイバーシティ	「脳や神経、それに由来する個人レベルでの様々な特性の違いを多様性（個性）と捉えて相互に尊重し、それらの違いを社会の中で活かしていこう」という考え方
ニート（若年無業者）	15歳～34歳の仕事をしていない、また失業者として求職活動をしていない人のうち、家事も通学もしていない人
にんしんSOSなごの	予期せぬ妊娠に関する悩みを抱える人に対し、専門スタッフによる電話等による相談を実施
妊活検診	現在の健康状態が妊娠に適しているか、妊娠に向けたリスクがないかを確認するための検査の総称（長野県独自の呼称）
農福連携	農業分野での障がい者等の就労を推進し、障がい者等の自立と農業の担い手確保等を目指す取組

は 行	
発達障がいサポート・マネージャー	全年代、全分野における発達障がい者支援の知識及び経験を有し、発達障がい者に直接関わっている支援者に対して総合的な助言及び必要な支援への橋渡し等を行う人。県内10圏域に1名ずつ配置
発達障がい者サポーター	発達障がいに関する基本的な知識を持ち、地域、職域、学校等において発達障がいのある人や家族を支える人。90分または45分の発達障がい者サポーター養成講座を修了していることが要件
発達障がい者支援センター	発達障害者支援法に基づき設置されている機関。発達障がい者及びその家族への相談支援、支援関係者に対する研修、普及啓発等を実施する。
発達障がい者支援対策協議会	発達障がい者に対して、乳幼児期から成人期までの各年代を通して一貫した支援のあり方を協議するため、県に設置されている協議会。発達障がい者の支援に関し学識や経験を有する、医療、福祉、就労、教育等の分野出身である16名の委員から構成されている。
パーマネンシー保障	子どもの健全な成長のため、子ども（自身）が永続的であると信頼できる養育環境（子どものニーズに関心を払い、自分のことをいつでも受け止めてもらえると子どもが感じられる養育者による養育）を保障していくこと。子どもの実親による養育がもっとも望ましいが、それが困難な場合は親族等による養育や養子縁組による養育などが考えられる。
ひきこもり支援センター	ひきこもり当事者からの相談対応やひきこもりに関する普及啓発を図るため、県精神保健福祉センター内に設置されている機関
一場所多役	例えば、子どもの居場所において、学習支援、食事提供、悩み相談、学用品等のリユースなど、複数の機能・役割を持つことで相乗効果をもたらすこと。
副次的な学籍	特別支援学校に在籍する児童生徒の副次的な学籍を居住する地域の小中学校に置くことにより、双方の児童生徒が同じ地域の仲間としての意識を高め合い、交流及び共同学習を継続的に進める仕組み
不登校特例校	不登校児童生徒に対し、その実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校のこと
フリースクール	学校外において、不登校児童生徒に対して学びや社会的な自立支援の提供を行う民間施設
フリーター	年齢が15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚者のうち、仕事の形態が「パート・アルバイト」である人等
プレコンセプションケア	成育基本法に基づく成育基本方針において「女性やカップルを対象として将来の妊娠のための健康管理を促す取組み」とされている。 将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うこと。

保育士・保育所支援センター	保育士資格を持つ方の再就職支援等を行うため、コーディネーターが保育所等とのマッチング等を行う。
放課後子ども教室	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う取組
放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、適切な遊びや生活の場を提供して、その健全な育成を図ることを目的とする施設
放課後児童支援員認定資格研修	放課後児童支援員として必要な知識、技能を習得することを目的とした研修。放課後児童クラブで放課後児童支援員として従事するためには当該研修の修了証が必要
放課後等デイサービス	児童福祉法に基づき、学齢期の障がい児に対して、通所により授業の終了後又は休校日に生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行うサービス
法定雇用率（障がい者）	「障害者の雇用の促進等に関する法律」において、事業主が達成を義務付けられている、常時雇用する従業員に占める障がい者の割合
母子父子寡婦福祉資金	ひとり親家庭の父母等が、就労や児童の就学などで資金が必要となったときに、都道府県等から貸付けを受けられる資金。ひとり家庭の父母の経済的自立を支援するとともに生活意欲を促進し、その扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。

や 行	
要保護児童対策地域協議会	被虐待児童をはじめとする要保護児童等の早期発見、適切な保護や支援を図るため、関係機関が情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応することを目的として協議を行う。
夜間中学	義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、本国で義務教育を修了していない外国籍の方などに対して、夜間その他特別な時間において授業を行う中学校
ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている子どものこと

ら 行	
リユース	再利用すること。そのままの形体でもう一度使うこと。
林福連携	林業分野での障がい者の就労を推進し、障がい者等の自立や林業の担い手確保の実現を目指す取組み

わ 行	
ワーケーション	「ワーク（仕事）」と「バケーション（休暇）」を組み合わせた造語。リゾート地などで休みを取りつつ（又は引っ越しして）テレワークをする働き方のこと。

英 字	
A I	Artificial Intelligence 人工知能。人間の脳が行っている知的な作業をコンピュータで模倣したソフトウェアやシステム。具体的には、人間の使う自然言語を理解したり、論理的な推論を行ったり、経験から学習したりするコンピュータプログラムなどを指す。

I C T	Information & Communications Technology 情報通信技術。情報技術の「I T (Information Technology)」に通信の「C (Communications)」を組み合わせた用語
S N S	Social Networking Service の略。インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス
V U C A	変動性 (Volatility) 、不確実性 (Uncertainty) 、複雑性 (Complexity) 、曖昧性 (Ambiguity) の頭文字。不安定で不確実で複雑で曖昧な状況のこと